

株式取扱規則の改定に関するお知らせ

平成 20 年 11 月 13 日

東京都港区元赤坂一丁目 1 番 7 号
株式会社パイプドビッツ
代表取締役社長 佐谷 宣昭

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、平成 20 年 11 月 13 日開催の取締役会において、株式取扱規則を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株券を発行する旨の規定を削除するものであります。

株主権行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、定款、本規則および株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)証券会社等の口座管理機関(以下「証券会社等」といいます。)の定めに従うことを定めるものであります。

決済合理化法施行後は、株主の各種手続は、原則として当該株主が振替口座を開設している証券会社等を経て実施されることから、取次所の規定を削除するものであります。

決済合理化法施行後は、株主名簿の書換は原則として機構の手続により行われることから、当該手続の変更に伴い規定を削除するものであります。

決済合理化法施行後は、機構からの通知等は、基本的に電子媒体により提供されることから、当該通知や株主名簿記載事項の変更は、電子的方法による記録によって行われることを定めるものであります。

株主からの株主名簿記載事項に関する届出等(以下「届出等」といいます。)は、証券会社等および機構を通じて届け出ることを定めるものであります。

法人株主の代表者、共有代表者、法定代理人、外国人株主の常任代理人の届出等は、証券会社等および機構を通じて届け出ることを定めるものであります。

株主が、証券会社等および機構を通じて届出等を提出したときは、本人確認がなされていることから、当社において本人確認を要しないことを定めるものであります。

株主が請求権その他株主権を行使(以下「請求等」といいます。)する場合の、本人確認の手続を定めるものであります。

株主が証券会社等および機構を通じて請求等したときは、本人確認がなされていることから、

当社への証明資料等の提出は要さないことを定めるものであります。

株主が代理人により請求等をするときは、株主本人の証明資料等のほか、委任状および代理人自身の証明資料等の提出を要することを定めるものであります。

株主が社債、株式等の振替に関する法律に規定された少数株主権等を行使する場合について、個別株主通知の受付票を添付する必要がある等、その手続きを定めるものであります。

特別口座に関する株式等の取扱いは、機構や証券会社等の口座管理機関の定めに従うものとするを定めるものであります。

本規則は、決済合理化法施行日を改定日とし、その効力が生じることを定めるものであります。

2. 改定対照表

(下線分が改定箇所)

現行	改定案	理由
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 当社の株券の種類および株式に関する取扱いおよびその手数料については、定款第9条にもとづきこの規則の定めるところによる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 当社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関(以下「証券会社等」という。)が定めるところによるほか、定款およびこの規則の定めるところによる。</p>	
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第2条 当社の株式についての株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は次のとおりとする。</p> <p>株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社</p> <p>同事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店</p> <p>同取次所 中央三井信託銀行株式会社 全国各</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第2条 当社の株式についての株主名簿管理人、同事務取扱場所は次のとおりとする。</p> <p>株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社</p> <p>同事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店</p>	

<p style="text-align: center;">支店 日本証券代行株式 会社 本店、全国 各支店</p>		
<p>(株券の種類) 第3条 当社が発行する株券の種類は、 1株券、10株券、100株券の3種類とする。</p>	<p>削除</p>	
<p>(請求、届出、申出または申請方式) 第4条 当社が株主名簿管理人に委託 した事務についての請求、届出、申出また は申請等の手続は、株主名簿管理人にする ものとする。 2 この規則による請求、届出、申出また は申請については、「株式関係書類様式集 1」所定の書式により、これに第11条の 規定による届出印を押捺するものとする。 3 前項の請求、届出、申出または申請に ついて、代理人により行うときは代理権を 証する書面を、保佐人または補助人の同意 を要するときは同意を証する書面を提出 するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 名義書換 (名義書換) 第5条 株式の名義書換を請求するとき は、請求書に株券を添えて提出するものと する。 2 譲渡以外の事由により取得した株式 の名義書換を請求するときは、第1項の手 続によるほか、取得を証する書面を提出す るものとする。ただし、株券が発行されて いないときは株券の提出を要しない。</p> <p>(法令による別段の定めあるときの名義 書換) 第6条 株式の移転について、法令による</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株主名簿への記録等 (株主名簿への記録) 第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株 主通知等、機構からの通知(社債、株式等 の振替に関する法律(以下「振替法」とい う。)に規定された通知(以下「個別株主 通知」という。)を除く。)により行うもの とする。 2 前項のほか、新株式発行その他法令に 定める場合は、機構からの通知によらず株 主名簿記載事項の変更を行うものとする。 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記 号により記録するものとする。</p> <p>(株主名簿記載事項に係る届出) 第4条 株主は、その氏名または名称およ び住所を機構の定めるところにより、証券 会社等および機構を通じて届け出るもの とする。変更があった場合も同様とする。</p> <p>(法人株主の代表者) 第5条 法人である株主は、その代表者1 名を機構の定めるところにより、証券会社 等および機構を通じて届け出るものとす る。変更があった場合も同様とする。</p> <p>(共有株主の代表者) 第6条 株式を共有する株主は、その代表 者1名を定め、共有代表者の氏名または名</p>	

別段の手続を必要とするときは、請求書に株券およびその完了を証する書面を添えて提出するものとする。

第3章 質権の登録および信託財産の表示

(質権の登録または抹消)

第7条 株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、請求書に質権設定者および質権者が連署し、株券を添えて提出するものとする。

(信託財産の表示または抹消)

第8条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が請求書に株券を添えて提出するものとする。

第5章 諸届

(株主等の住所、氏名および印鑑の届出)

第11条 株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、住所、氏名および印鑑を届け出るものとする。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)

第12条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続のほか、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受くべき場所を定めて届け出るものとする。

2 常任代理人には、前条の規定を準用す

称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

<p>る。</p> <p>(法人の代表者)</p> <p>第 13 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を届け出るものとする。</p> <p>2 代表者を変更したときは、届出書に登記事項証明書を添えて提出するものとする。</p> <p>(共有株主の代表者)</p> <p>第 14 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めて届け出るものとする。</p> <p>2 代表者を変更したときも同様とする。</p> <p>(株主名簿および株券の表示変更)</p> <p>第 15 条 次に掲げる事由により株主名簿および株券の表示の変更をしようとするときは、届出書に株券およびその事実を証する書面を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。</p> <p>(1) 改姓、改名</p> <p>(2) 親権者、後見人等の法定代理人の設定、変更または解除</p> <p>(3) 商号または法人名称の変更</p> <p>(4) 法人組織の変更</p>		
<p>新設</p>	<p>(機構経由の確認方法)</p> <p>第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は株主本人からの届出とみなす。</p>	
<p>新設</p>	<p>第 3 章 株主確認</p> <p>(株主確認)</p> <p>第 10 条 株主(個別株主通知を行った株主も含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)を行使する場合、当該請求等を本人が行ったことを証するも</p>	

	<p>の（以下「<u>証明資料等</u>」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。</p> <p>2 <u>当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。</u></p> <p>3 <u>代理人により請求等をする場合は、前二項の手續のほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。</u></p> <p>4 <u>代理人についても第一項および第二項を準用する。</u></p>	
<p><u>第4章 株券不所持</u> <u>（株券不所持の申出）</u> <u>第9条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出するものとする。</u> <u>ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。</u></p> <p><u>（不所持株券の交付請求）</u> <u>第10条 株券不所持の申出をした株主が株券の発行を請求するときは、その旨の請求書を提出するものとする。</u></p>	削除	
新設	<p><u>第4章 株主権行使の手續き</u> <u>（少数株主権等の行使）</u> <u>第11条 振替法に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。</u></p>	
新設	<p><u>第5章 特別口座の特例</u> <u>（特別口座）</u></p>	

	<p><u>第 12 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。</u></p>	
<p><u>第 6 章 株券の再発行</u></p> <p><u>(分割または併合による再発行)</u></p> <p><u>第 16 条 株券の分割または併合により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。</u></p> <p><u>(汚損または毀損による再発行)</u></p> <p><u>第 17 条 株券の汚損または毀損により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。ただし、株券の真偽を判別しがたいときは、第 7 章の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(満欄による再発行)</u></p> <p><u>第 18 条 株券の取得者欄が満欄になったときは、これを回収し新株券を発行するものとする。</u></p>	<p>削除</p>	
<p><u>第 7 章 喪失による株券の再発行</u></p> <p><u>(株券喪失登録または抹消の申請)</u></p> <p><u>第 19 条 株券喪失登録の申請をする者は、申請書に株券の取得の事実を証する書面および株券の喪失の事実を証する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。ただし、株券喪失登録の申請をする者が、当該喪失登録株券の名義人または登録質権者であるときは、株券の喪失の事実を証する書面のみを添えて提出するものとする。</u></p> <p><u>2 株券喪失登録者が前項の登録の抹消を</u></p>	<p>削除</p>	

<p>申請するときは、申請書を提出するものとする。</p> <p>(株券を所持する者による抹消の申請)</p> <p>第 20 条 株券喪失登録がされた株券を所持する者が株券喪失登録の抹消を申請するときは、申請書に株券および本人確認書類を添えて提出するものとする。ただし、株主または登録株式質権者による抹消の申請のときは、本人確認書類の提出を要しない。</p> <p>(株券失効による再発行)</p> <p>第 21 条 失効株券の再発行を請求するときは、請求書を提出するものとする。</p> <p>(諸届の準用)</p> <p>第 22 条 株券喪失登録者が株主または登録株式質権者でない場合において、株券喪失登録簿の記載または記録の変更をしようとするときは、第 11 条から第 15 条の規定を準用する。</p>		
<p style="text-align: center;">第 8 章 手数料</p> <p>(手数料)</p> <p>第 23 条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、次のとおりとする。</p> <p>1 第 10 条 (不所持株券の交付請求)</p> <p>第 17 条 (汚損または毀損による再発行)</p> <p>および第 21 条 (株券失効による再発行)</p> <p>により株券を交付する場合無料</p> <p>2 第 19 条 (株券喪失登録または抹消の申請) による株券喪失登録の申請無料</p>	<p>削除</p>	
<p style="text-align: center;">付則</p> <p>(規則の改廃)</p> <p>第 1 条 この規則の改廃は、取締役会決</p>	<p style="text-align: center;">付則</p> <p>(規則の改廃)</p> <p>第 1 条 この規則の改廃は、取締役会決</p>	

<p>議による。</p> <p>(施行日)</p> <p>第2条 この規則は、平成17年6月1日から実施する。</p> <p>改定 平成18年3月15日</p> <p>改定 平成18年9月1日(平成18年8月10日取締役会にて承認)</p> <p>改定 平成18年9月13日</p>	<p>議による。</p> <p>(施行日)</p> <p>第2条 この規則は、平成17年6月1日から実施する。</p> <p>改定 平成18年3月15日</p> <p>改定 平成18年9月1日(平成18年8月10日取締役会にて承認)</p> <p>改定 平成18年9月13日</p> <p><u>改定 この規則は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日を改定日とし効力を発する。</u></p>	
---	---	--

以上